

# 四半期報告書

(平成25年度第1四半期)

自 平成25年4月1日  
至 平成25年6月30日

三菱自動車工業株式会社

目                  次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移 .....	1
2 事業の内容 .....	1

第2 事業の状況

1 事業等のリスク .....	2
2 経営上の重要な契約等 .....	2
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 .....	2

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況	
(1) 株式の総数等 .....	4
(2) 新株予約権等の状況 .....	18
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 .....	18
(4) ライツプランの内容 .....	18
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移 .....	18
(6) 大株主の状況 .....	18
(7) 議決権の状況 .....	19
2 役員の状況 .....	20

第4 経理の状況 .....

1 四半期連結財務諸表	
(1) 四半期連結貸借対照表 .....	22
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 .....	24
四半期連結損益計算書 .....	24
四半期連結包括利益計算書 .....	25
2 その他 .....	30

第二部 提出会社の保証会社等の情報 .....

[四半期レビュー報告書]

[確認書]

## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書  
【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項  
【提出先】 関東財務局長  
【提出日】 平成25年8月9日  
【四半期会計期間】 平成25年度第1四半期（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）  
【会社名】 三菱自動車工業株式会社  
【英訳名】 MITSUBISHI MOTORS CORPORATION  
【代表者の役職氏名】 取締役社長 益子 修  
【本店の所在の場所】 東京都港区芝五丁目33番8号  
【電話番号】 (03) 3456-1111 (大代表)  
【事務連絡者氏名】 連結経理部長 落合 啓二  
（「第一部第3提出会社の状況」に関する事項については  
 総務部長 南村 章）  
【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝五丁目33番8号  
【電話番号】 (03) 3456-1111 (大代表)  
【事務連絡者氏名】 連結経理部長 落合 啓二  
（「第一部第3提出会社の状況」に関する事項については  
 総務部長 南村 章）  
【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次		平成24年度 第1四半期 連結累計期間	平成25年度 第1四半期 連結累計期間	平成24年度
会計期間		自平成24年4月1日 至平成24年6月30日	自平成25年4月1日 至平成25年6月30日	自平成24年4月1日 至平成25年3月31日
売上高	百万円	419,296	409,425	1,815,113
経常損益	百万円	14,214	22,309	93,903
四半期(当期)純損益	百万円	19,957	16,438	37,978
四半期包括利益又は包括利益	百万円	△6,874	18,887	88,459
純資産額	百万円	257,954	369,038	351,227
総資産額	百万円	1,232,012	1,399,071	1,452,809
1株当たり四半期(当期) 純損益金額	円	36.05	26.66	66.05
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	円	19.65	16.69	37.09
自己資本比率	%	20.22	25.59	23.42

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。  
2. 売上高は、消費税等を含んでいない。  
3. 平成25年8月1日付で普通株式10株を1株の割合で併合しており、平成24年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり四半期(当期)純損益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額を算定している。

#### 2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はない。また、主要な関係会社における異動もない。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はない。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はない。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間の自動車業界を取り巻く事業環境は、超円高が是正の方向に向かい、米国経済も緩慢ながら拡大を続けるなど明るい兆しを見せる一方で、ユーロ圏は景気後退局面が続き、米国の量的緩和の縮小観測を契機とした世界的な金融市場の動揺や新興国経済の変調など、依然として厳しく不安定な状況にあった。

このような事業環境の中、当第1四半期連結累計期間の当社グループの業績は、売上高は、卸売台数の減少により、4,094億円（前年同期比△99億円、同△2%）となった。営業利益は、卸売台数の減少や販売費の悪化があったものの、為替の好転や資材費等コスト低減などにより、160億円（前年同期比+11億円、同+7%）となった。経常利益は、為替差益などの営業外損益のプラスが加わり、223億円（前年同期比+81億円、同+57%）となり、四半期純利益は、164億円（前年同期比△36億円、同△18%）となった。なお、前年同期は有価証券の売却益114億円を特別利益として計上している。

販売台数（小売）は、アジア・その他地域の増加により249千台（前年同期比+10千台、同+4%）となった。

地域別には、日本では28千台（前年同期比△2千台、同△6%）となったが、新型『eKワゴン』『eKカスタム』を発売した6月単月では前年を上回っている。

米国では、昨年7月に現地生産を開始した『アウトランダースポーツ』の販売は堅調だが、昨年生産を終了した『ギャラン』の販売が減少したため全体では減少となった。一方、カナダ、メキシコで前年同期を上回っており、北米地域合計では23千台（前年同期比±0千台、同±0%）となった。

欧州では、総需要が減少した西欧地域においても新型『アウトランダー』新型『ミラージュ』の投入などにより前年同期を上回った結果、ロシアを含む地域全体で47千台（前年同期比+1千台、同+1%）となった。

アセアンでは、フィリピンやインドネシアなどで増加したものの、タイで政府によるファーストカーバイヤープログラム終了の影響などにより減少し、全体でも前年同期を下回った。一方、北アジア、豪州・ニュージーランド、中南米、中東・アフリカの各地域で前年同期を上回ったことから、アジア・その他地域合計で151千台（前年同期比+11千台、同+9%）となった。

当社の報告セグメントの業績は次のとおりである。

#### ① 自動車

当第1四半期連結累計期間における自動車事業に係る売上高は、前年同期比101億円（2%）減少の4,065億円となり、営業利益は、前年同期比16億円増加の155億円となった。

#### ② 金融

当第1四半期連結累計期間における金融事業に係る売上高は、前年同期比4億円（13%）増加の29億円となり、営業利益は前年同期比2億円減少の6億円となった。

なお、当社及び連結子会社の所在地を基礎として区分したセグメントの業績（注）は次のとおりである。

#### ① 日本

売上高は、売上台数の増加により、前年同期比156億円（5%）増加の3,366億円となり、営業利益は106億円と黒字に転換した。（増収、黒字化）

#### ② 北米

売上高は、売上台数は減少したものの為替の好転により、前年同期比115億円（27%）増加の539億円となったが、営業損失は前年同期比6億円増加し18億円となった。（増収、赤字拡大）

#### ③ 欧州

売上高は、売上台数の減少により、前年同期比119億円（35%）減少の223億円となり、営業利益も前年同期比19億円減少の16億円となった。（減収、減益）

#### ④ アジア・オセアニア・その他地域

売上高は、為替の好転などにより前年同期比61億円（3%）増加の1,872億円となったが、営業利益は前年同期比94億円減少の63億円となった。（増収、減益）

(注) 売上台数及び売上高、営業損益は連結財務諸表の注記事項（セグメント情報等）の補足情報の内容を記載している。具体的には、日本については当社及び国内連結子会社、海外については、各地域に所在する海外連結子会社の業績を説明している。従って、当社が公表している外部顧客の所在地を基礎として区分した地域別業績（売上高、営業利益）の値とは異なる。

(2) 財政状態

当第1四半期連結会計期間末の総資産は1兆3,991億円（前年度末比△537億円）となり、そのうち現金預金残高は3,493億円（前年度末比△602億円）となった。負債合計は1兆300億円（前年度末比△716億円）となり、そのうち有利子負債残高は、3,143億円（前年度末比△501億円）となった。純資産は、当第1四半期純利益の計上などにより、3,691億円（前年度末比+179億円）となった。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はない。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、8,194百万円である。  
なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はない。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	9,958,285,000
A種優先株式	438,000
B種優先株式	374,000
C種優先株式	500,000
D種優先株式	500,000
E種優先株式	500,000
F種優先株式	500,000
G種優先株式	500,000
計	9,961,597,000

(注) 1. 「発行可能株式総数」欄には、平成25年6月30日現在の当社定款に記載されている株式の総数を記載している。

2. 平成25年6月25日開催の第44回定期株主総会及び各種類株主総会決議により、平成25年8月1日付で定款の一部変更が行われ、発行可能株式総数の変更並びに普通株式及びA種優先株式の発行可能種類株式総数の変更が行われた。発行可能株式総数は8,711,597,000株、普通株式の発行可能種類株式総数は8,708,285,000株、A種優先株式の発行可能種類株式総数は56,400株それぞれ減少している。変更後の各種類の発行可能種類株式総数は以下のとおりである。

普通株式	1,250,000,000株
A種優先株式	381,600株
B種優先株式	374,000株
C種優先株式	500,000株
D種優先株式	500,000株
E種優先株式	500,000株
F種優先株式	500,000株
G種優先株式	500,000株
発行可能株式総数	1,250,000,000株

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成25年8月9日) (注)1	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	6,178,939,745	622,893,974	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 1,000株 権利内容に何ら限定の ない当社における標準 となる株式 (注) 13, 14
第1回 A種優先株式 (注) 2	47,600	47,600	—	単元株式数 1株 (注) 3, 4, 5, 10, 11, 12
第1回 G種優先株式 (注) 2	130,000	130,000	—	単元株式数 1株 (注) 3, 4, 6, 10, 11, 12
第2回 G種優先株式 (注) 2	168,393	168,393	—	単元株式数 1株 (注) 3, 4, 7, 10, 11, 12
第3回 G種優先株式 (注) 2	10,200	10,200	—	単元株式数 1株 (注) 3, 4, 8, 10, 11, 12
第4回 G種優先株式 (注) 2	30,000	30,000	—	単元株式数 1株 (注) 3, 4, 9, 10, 11, 12
計	6,179,325,938	623,280,167	—	—

- (注) 1. 「提出日現在発行数」欄には、平成25年8月1日からこの四半期報告書提出日までの優先株式の普通株式への転換による増減は含まれていない。  
 2. 第1回A種優先株式、第1～4回G種優先株式は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。  
 3. 第1回A種優先株式、第1～4回G種優先株式の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりである。

(1) 普通株式の株価の下落により取得価額(転換価額)が下方に修正された場合、取得請求権(転換請求権)の行使により交付される普通株式数が増加する。なお、当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他所定の場合には、取得価額(転換価額)、下限取得価額(下限転換価額)及び上限取得価額(上限転換価額)について所定の調整が行われることがある。

(2) 取得価額(転換価額)の修正の基準及び頻度

①修正の基準

転換請求可能日に先立つ20取引日(売買高加重平均価格のない日を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値

②修正の頻度(該当日が営業日でない場合には翌営業日)

第1回A種優先株式：平成17年10月1日から平成26年6月10日までの毎月10日

第1回G種優先株式：平成17年10月1日以降のうち、毎月10日

第2回G種優先株式：平成17年10月1日以降のうち、毎月10日

第3回G種優先株式：平成17年10月1日以降のうち、毎月10日

第4回G種優先株式：平成19年10月1日以降のうち、毎月10日

(3) 取得価額（転換価額）の下限及び取得請求権（転換請求権）の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

①取得価額（転換価額）の下限（7月31日現在）

第1回A種優先株式：54円

第1回G種優先株式：52円

第2回G種優先株式：71円

第3回G種優先株式：69円

第4回G種優先株式：77円

②取得請求権（転換請求権）の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

第1回A種優先株式：881,481,481株

（平成25年7月31日現在における第1回A種優先株式の発行済株式総数47,600株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の14.15%）

第1回G種優先株式：2,500,000,000株

（平成25年7月31日現在における第1回G種優先株式の発行済株式総数130,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の40.13%）

第2回G種優先株式：2,371,732,394株

（平成25年7月31日現在における第2回G種優先株式の発行済株式総数168,393株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の38.07%）

第3回G種優先株式：147,826,086株

（平成25年7月31日現在における第3回G種優先株式の発行済株式総数10,200株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の2.37%）

第4回G種優先株式：389,610,389株

（平成25年7月31日現在における第4回G種優先株式の発行済株式総数30,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の6.25%）

(4) 当社の決定による第1回A種優先株式及び第1～4回G種優先株式の全部の取得を可能とする旨の

条項

第1回A種優先株式については、当該優先株式の全部の取得を可能とする強制転換条項がある。

第1～4回G種優先株式については、当該優先株式の全部の取得を可能とする強制転換条項はない。

4. 第1回A種優先株式、第1～4回G種優先株式の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりである。

(1) 権利の行使に関する事項について所有者との間の取決めの内容

上記の事項に関する取決めはない。

(2) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

上記の事項に関する取決めはない。

5. 第1回A種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

当社は、定款第44条に定める期末配当金の支払いを行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記（注）10（1）に定める支払順位に従い、第1回A種優先株式1株につき各事業年度において以下に定める第1回A種優先配当金を支払う。

平成21年3月31日に終了する事業年度までは、第1回A種優先配当金の額は無配とする。

平成21年4月1日に開始する事業年度以降は、第1回A種優先配当金の額は50,000円とする。

② 非累積条項

ある事業年度において第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対して支払う剩余金の配当の額が第1回A種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対しては、第1回A種優先配当金を超えて配当はしない。

(2) 優先中間配当金

当社は、定款第45条に定める中間配当金の支払いを行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記（注）10（2）に定める支払順位に従い、第1回A種優先株式1株につき、第1回A種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭を支払う。第1回A種優先中間配当金が支払われた場合には、第1回A種優先配当金の支払いは、当該第1回A種優先中間配当金を控除した額による。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記（注）10（3）に定める支払順位に従い、第1回A種優先株式1株につき金100万円を支払う。第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、第1回A種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者には、会社法第202条第1項に基づく募集株式の割当て又は同法第241条第1項に基づく募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 議決権

第1回A種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 転換請求権

第1回A種優先株主は、以下に定める転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、当社に対し、第1回A種優先株主が有する第1回A種優先株式を取得し、これと引換えに当社の普通株式を交付すること（以下、当社がある種類の株式を取得し、それと引換えに当社の他の種類の株式を交付することを「転換」という。）を請求することができる。但し、下記①に定める各転換請求可能日において、剩余授権株式数（第1回A種優先株式発行要項に定義される。）が請求対象普通株式総数（第1回A種優先株式発行要項に定義される。）を下回る場合には、（I）各第1回A種優先株主が当該転換請求可能日に普通株式への転換を請求した第1回A種優先株式の数に、（II）剩余授権株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。また、0を下回る場合は0とする。）の第1回A種優先株式についてのみ、当該第1回A種優先株主の請求に基づくその有する第1回A種優先株式の普通株式への転換の効力が生じるものとし、転換の効力が生じる当該第1回A種優先株式以外の転換請求にかかる第1回A種優先株式については、転換請求がなされなかったものとみなす。

① 転換を請求し得べき期間

平成17年10月1日から平成26年6月10日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）までのうち、毎月10日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）（以下「転換請求可能日」という。）とする。

## ② 転換の条件

第1回A種優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式に転換することができる。

### (a) 当初転換価額

当初転換価額は、116円とする。

### (b) 転換価額の修正

転換価額は、平成17年10月1日以降平成26年6月10日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）までの各転換請求可能日において、第1回A種優先株式の全部又は一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立つ20取引日（売買高加重平均価格のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値に修正されるものとする。但し、当該平均値が当初転換価額の50%に相当する額（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。

また、当該平均値が当初転換価額の100%に相当する額（以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

### (c) 転換価額の調整

転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、平成16年8月28日以降、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他所定の場合には、下記の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\frac{\text{新規発行}}{\text{(既発行普通株式数} + \frac{\text{普通株式数}}{\text{自己株式数}})} \times \frac{1\text{株当たりの}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{(既発行普通株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新規発行普通株式数}}$$

但し、普通株式の株式併合をするときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

また、転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

### (d) 転換により交付すべき普通株式の数

第1回A種優先株式の転換により交付すべき普通株式の数の算出方法は、次のとおりとする。

$$\text{転換により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第1回A種優先株主が転換請求のために提出した}}{\text{第1回A種優先株式の払込金額相当額の総額}} \text{転換価額}$$

### (7) 強制転換条項

上記(6)①の転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった第1回A種優先株式は、同期間の末日の翌日（以下「第1回A種優先株式転換基準日」という。）以降の日で取締役会で定める日をもって、第1回A種優先株式1株の払込金額相当額を第1回A種優先株式転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で、除して得られる数の普通株式となる。

6. 第1回G種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

当社は、定款第44条に定める期末配当金の支払いを行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回G種優先株主又は第1回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記（注）10（1）に定める支払順位に従い、第1回G種優先株式1株につき各事業年度において以下に定める第1回G種優先配当金を支払う。

平成21年3月31日に終了する事業年度までは、第1回G種優先配当金の額は無配とする。

平成21年4月1日に開始する事業年度以降は、第1回G種優先配当金の額は50,000円とする。

② 非累積条項

ある事業年度において第1回G種優先株主又は第1回G種優先登録株式質権者に対して支払う剩余金の配当の額が第1回G種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第1回G種優先株主又は第1回G種優先登録株式質権者に対しては、第1回G種優先配当金を超えて配当はしない。

(2) 優先中間配当金

当社は、定款第45条に定める中間配当金の支払いを行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録した第1回G種優先株主又は第1回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記（注）10（2）の定める支払順位に従い、第1回G種優先株式1株につき、第1回G種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭を支払う。第1回G種優先中間配当金が支払われた場合においては、第1回G種優先配当金の支払いは、当該第1回G種優先中間配当金を控除した額による。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第1回G種優先株主又は第1回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記（注）10（3）に定める支払順位に従い、第1回G種優先株式1株につき金100万円を支払う。第1回G種優先株主又は第1回G種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、第1回G種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、第1回G種優先株主又は第1回G種優先登録株式質権者には、会社法第202条第1項に基づく募集株式の割当て又は同法第241条第1項に基づく募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 議決権

第1回G種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 転換請求権

第1回G種優先株主は、以下に定める転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、その有する第1回G種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。但し、下記①に定める各転換請求可能日において、剩余授権株式数（第1回G種優先株式発行要項に定義される。）が請求対象普通株式総数（第1回G種優先株式発行要項に定義される。）を下回る場合には、（I）各第1回G種優先株主が当該転換請求可能日に普通株式への転換を請求した第1回G種優先株式の数に、（II）剩余授権株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。また、0を下回る場合は0とする。）の第1回G種優先株式についてのみ、当該第1回G種優先株主の請求に基づくその有する第1回G種優先株式の普通株式への転換の効力が生じるものとし、転換の効力が生じる当該第1回G種優先株式以外の転換請求にかかる第1回G種優先株式については、転換請求がなされなかつたものとみなす。

① 転換を請求し得べき期間

平成17年10月1日以降のうち、毎月10日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）（以下「転換請求可能日」という。）とする。

## ② 転換の条件

第1回G種優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式に転換することができる。

### (a) 当初転換価額

当初転換価額は、113円とする。

### (b) 転換価額の修正

転換価額は、平成17年10月1日以降の各転換請求可能日において、第1回G種優先株式の全部又は一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立つ20取引日（売買高加重平均価格のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値に修正されるものとする。但し、当該平均値が当初転換価額の50%に相当する額（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該平均値が当初転換価額の100%に相当する額（以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

### (c) 転換価額の調整

転換価額、上限転換価額及び下限転換価額は、平成16年9月1日以降、時価を下回る払込金額もって普通株式を発行する場合その他所定の場合には、下記の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}} \times \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1\text{株当たりの払込金額}}{1\text{株当たりの時価}}$$

但し、普通株式の株式併合をするときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

また、転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

### (d) 転換により交付すべき普通株式の数

第1回G種優先株式の転換により交付すべき普通株式の数の算出方法は、次のとおりとする。

$$\text{転換により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第1回G種優先株主が転換請求のために提出した第1回G種優先株式の払込金額相当額の総額}}{\text{転換価額}}$$

7. 第2回G種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

当社は、定款第44条に定める期末配当金の支払いを行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第2回G種優先株主又は第2回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記（注）10（1）に定める支払順位に従い、第2回G種優先株式1株につき各事業年度において以下に定める第2回G種優先配当金を支払う。

平成21年3月31日に終了する事業年度までは、第2回G種優先配当金の額は無配とする。

平成21年4月1日に開始する事業年度以降は、第2回G種優先配当金の額は50,000円とする。

② 非累積条項

ある事業年度において第2回G種優先株主又は第2回G種優先登録株式質権者に対して支払う剩余金の配当の額が第2回G種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第2回G種優先株主又は第2回G種優先登録株式質権者に対しては、第2回G種優先配当金を超えて配当はしない。

(2) 優先中間配当金

当社は、定款第45条に定める中間配当金の支払いを行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録した第2回G種優先株主又は第2回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記（注）10（2）の定める支払順位に従い、第2回G種優先株式1株につき、第2回G種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭を支払う。第2回G種優先中間配当金が支払われた場合においては、第2回G種優先配当金の支払いは、当該第2回G種優先中間配当金を控除した額による。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第2回G種優先株主又は第2回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記（注）10（3）に定める支払順位に従い、第2回G種優先株式1株につき金100万円を支払う。第2回G種優先株主又は第2回G種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、第2回G種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、第2回G種優先株主又は第2回G種優先登録株式質権者には、会社法第202条第1項に基づく募集株式の割当て又は同法第241条第1項に基づく募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 議決権

第2回G種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 転換請求権

第2回G種優先株主は、以下に定める転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、その有する第2回G種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。但し、下記①に定める各転換請求可能日において、剩余授権株式数（第2回G種優先株式発行要項に定義される。）が請求対象普通株式総数（第2回G種優先株式発行要項に定義される。）を下回る場合には、（I）各第2回G種優先株主が当該転換請求可能日に普通株式への転換を請求した第2回G種優先株式の数に、（II）剩余授権株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。また、0を下回る場合は0とする。）の第2回G種優先株式についてのみ、当該第2回G種優先株主の請求に基づくその有する第2回G種優先株式の普通株式への転換の効力が生じるものとし、転換の効力が生じる当該第2回G種優先株式以外の転換請求にかかる第2回G種優先株式については、転換請求がなされなかつたものとみなす。

① 転換を請求し得べき期間

平成17年10月1日以降のうち、毎月10日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）（以下「転換請求可能日」という。）とする。

## ② 転換の条件

第2回G種優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式に転換することができる。

### (a) 当初転換価額

当初転換価額は、143円とする。

### (b) 転換価額の修正

転換価額は、平成17年10月1日以降の各転換請求可能日において、第2回G種優先株式の全部又は一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立つ20取引日（売買高加重平均価格のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値に修正されるものとする。但し、当該平均値が当初転換価額の50%に相当する額（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該平均値が当初転換価額の100%に相当する額（以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

### (c) 転換価額の調整

転換価額、上限転換価額及び下限転換価額は、平成17年3月11日以降、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他所定の場合には、下記の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\frac{\text{新規発行}}{\text{(既発行普通株式数} + \frac{\text{1株当たりの}}{\text{普通株式数} \times \text{払込金額}})} - \text{自己株式数}}{\text{1株当たりの時価}}$$
$$\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新規発行普通株式数}$$

但し、普通株式の株式併合をするときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

また、転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

### (d) 転換により交付すべき普通株式の数

第2回G種優先株式の転換により交付すべき普通株式の数の算出方法は、次のとおりとする。

$$\text{転換により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第2回G種優先株主が転換請求のために提出した}}{\text{第2回G種優先株式の払込金額相当額の総額}} \text{転換価額}$$

## 8. 第3回G種優先株式の内容は次のとおりである。

### (1) 優先配当金

#### ① 優先配当金

当社は、定款第44条に定める期末配当金の支払いを行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第3回G種優先株主又は第3回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記（注）10（1）に定める支払順位に従い、第3回G種優先株式1株につき各事業年度において以下に定める第3回G種優先配当金を支払う。

平成21年3月31日に終了する事業年度までは、第3回G種優先配当金の額は無配とする。

平成21年4月1日に開始する事業年度以降は、第3回G種優先配当金の額は50,000円とする。

#### ② 非累積条項

ある事業年度において第3回G種優先株主又は第3回G種優先登録株式質権者に対して支払う剩余金の配当の額が第3回G種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

#### ③ 非参加条項

第3回G種優先株主又は第3回G種優先登録株式質権者に対しては、第3回G種優先配当金を超えて配当はしない。

### (2) 優先中間配当金

当社は、定款第45条に定める中間配当金の支払いを行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された第3回G種優先株主又は第3回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記（注）10（2）の定める支払順位に従い、第3回G種優先株式1株につき、第3回G種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭を支払う。第3回G種優先中間配当金が支払われた場合においては、第3回G種優先配当金の支払いは、当該第3回G種優先中間配当金を控除した額による。

### (3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第3回G種優先株主又は第3回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記（注）10（3）に定める支払順位に従い、第3回G種優先株式1株につき金100万円を支払う。第3回G種優先株主又は第3回G種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

### (4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、第3回G種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、第3回G種優先株主又は第3回G種優先登録株式質権者には、会社法第202条第1項に基づく募集株式の割当て又は同法第241条第1項に基づく募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

### (5) 議決権

第3回G種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

### (6) 転換請求権

第3回G種優先株主は、以下に定める転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、その有する第3回G種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。但し、下記①に定める各転換請求可能日において、剩余授権株式数（第3回G種優先株式発行要項に定義される。）が請求対象普通株式総数（第3回G種優先株式発行要項に定義される。）を下回る場合には、（I）各第3回G種優先株主が当該転換請求可能日に普通株式への転換を請求した第3回G種優先株式の数に、（II）剩余授権株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。また、0を下回る場合は0とする。）の第3回G種優先株式についてのみ、当該第3回G種優先株主の請求に基づくその有する第3回G種優先株式の普通株式への転換の効力が生じるものとし、転換の効力が生じる当該第3回G種優先株式以外の転換請求にかかる第3回G種優先株式については、転換請求がなされなかつたものとみなす。

#### ① 転換を請求し得べき期間

平成17年10月1日以降のうち、毎月10日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）（以下「転換請求可能日」という。）とする。

## ② 転換の条件

第3回G種優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式に転換することができる。

### (a) 当初転換価額

当初転換価額は、139円とする。

### (b) 転換価額の修正

転換価額は、平成17年10月1日以降の各転換請求可能日において、第3回G種優先株式の全部又は一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立つ20取引日（売買高加重平均価格のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値に修正されるものとする。但し、当該平均値が当初転換価額の50%に相当する額（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該平均値が当初転換価額の100%に相当する額（以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

### (c) 転換価額の調整

転換価額、上限転換価額及び下限転換価額は、平成17年3月23日以降、時価を下回る払込金額をもつて普通株式を発行する場合その他所定の場合には、下記の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}} \times \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1\text{株当たりの払込金額}}{1\text{株当たりの時価}}$$

但し、普通株式の株式併合をするときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

また、転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

### (d) 転換により交付すべき普通株式の数

第3回G種優先株式の転換により交付すべき普通株式の数の算出方法は、次のとおりとする。

$$\text{転換により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第3回G種優先株主が転換請求のために提出した第3回G種優先株式の払込金額相当額の総額}}{\text{転換価額}}$$

9. 第4回G種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

当社は、定款第44条に定める期末配当金の支払いを行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第4回G種優先株主又は第4回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記（注）10（1）に定める支払順位に従い、第4回G種優先株式1株につき各事業年度において以下に定める第4回G種優先配当金を支払う。

平成21年3月31日に終了する事業年度までは、第4回G種優先配当金の額は無配とする。

平成21年4月1日に開始する事業年度以降は、第4回G種優先配当金の額は50,000円とする。

② 非累積条項

ある事業年度において第4回G種優先株主又は第4回G種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第4回G種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第4回G種優先株主又は第4回G種優先登録株式質権者に対しては、第4回G種優先配当金を超えて配当はしない。

(2) 優先中間配当金

当社は、定款第45条に定める中間配当金の支払いを行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された第4回G種優先株主又は第4回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記（注）10（2）の定める支払順位に従い、第4回G種優先株式1株につき、第4回G種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭を支払う。第4回G種優先中間配当金が支払われた場合には、第4回G種優先配当金の支払いは、当該第4回G種優先中間配当金を控除した額による。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第4回G種優先株主又は第4回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記（注）10（3）に定める支払順位に従い、第4回G種優先株式1株につき金100万円を支払う。第4回G種優先株主又は第4回G種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、第4回G種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、第4回G種優先株主又は第4回G種優先登録株式質権者には、会社法第202条第1項に基づく募集株式の割当て又は同法第241条第1項に基づく募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 議決権

第4回G種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 転換請求権

第4回G種優先株主は、以下に定める転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、その有する第4回G種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。但し、下記①に定める各転換請求可能日において、剰余授権株式数（第4回G種優先株式発行要項に定義される。）が請求対象普通株式総数（第4回G種優先株式発行要項に定義される。）を下回る場合には、（I）各第4回G種優先株主が当該転換請求可能日に普通株式への転換を請求した第4回G種優先株式の数に、（II）剰余授権株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。また、0を下回る場合は0とする。）の第4回G種優先株式についてのみ、当該第4回G種優先株主の請求に基づくその有する第4回G種優先株式の普通株式への転換の効力が生じるものとし、転換の効力が生じる当該第4回G種優先株式以外の転換請求にかかる第4回G種優先株式については、転換請求がなされなかつたものとみなす。

① 転換を請求し得べき期間

平成19年10月1日以降のうち、毎月10日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）（以下「転換請求可能日」という。）とする。

## ② 転換の条件

第4回G種優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式に転換することができる。

### (a) 当初転換価額

当初転換価額は、258円とする。

### (b) 転換価額の修正

転換価額は、平成19年10月1日以降の各転換請求可能日において、第4回G種優先株式の全部又は一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立つ20取引日（売買高加重平均価格のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値に修正されるものとする。但し、当該平均値が当初転換価額の30%に相当する額（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該平均値が当初転換価額の100%に相当する額（以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

### (c) 転換価額の調整

転換価額、上限転換価額及び下限転換価額は、平成18年1月31日以降、時価を下回る払込金額をもつて普通株式を発行する場合その他所定の場合には、下記の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}} \times \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1\text{株当たりの払込金額}}{1\text{株当たりの時価}}$$

但し、普通株式の株式併合をするときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

また、転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

### (d) 転換により交付すべき普通株式の数

第4回G種優先株式の転換により交付すべき普通株式の数の算出方法は、次のとおりとする。

$$\text{転換により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第4回G種優先株主が転換請求のために提出した第4回G種優先株式の発行価格の総額}}{\text{転換価額}}$$

## 10. 優先順位

### (1) 優先配当金の優先順位

A種優先配当金、B種優先配当金、D種優先配当金、E種優先配当金、F種優先配当金及びG種優先配当金の支払順位は、B種優先配当金及びF種優先配当金を第1順位（それらの間では同順位）とし、A種優先配当金、D種優先配当金、E種優先配当金及びG種優先配当金を第2順位（それらの間では同順位）とする。

### (2) 優先中間配当金の優先順位

A種優先中間配当金、B種優先中間配当金、D種優先中間配当金、E種優先中間配当金、F種優先中間配当金及びG種優先中間配当金の支払順位は、B種優先中間配当金及びF種優先中間配当金を第1順位（それらの間では同順位）とし、A種優先中間配当金、D種優先中間配当金、E種優先中間配当金及びG種優先中間配当金を第2順位（それらの間では同順位）とする。

### (3) 残余財産の分配の優先順位

A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、F種優先株式及びG種優先株式にかかる残余財産の分配の支払順位は、B種優先株式、C種優先株式、F種優先株式及びG種優先株式にかかる残余財産の分配の支払いを第1順位（それらの間では同順位）とし、A種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式にかかる残余財産の分配の支払いを第2順位（それらの間では同順位）とする。

11. 当社は、普通株式のほかに各種優先株式を発行しているが、単元株式数については、普通株式と各種優先株式の発行価額の差異等を勘案して、普通株式は1,000株、各種優先株式は1株としている。  
また、議決権については、普通株式は議決権を有するが、各種優先株式は、その株主等が、剩余金の配当・残余財産の分配において普通株式の株主等に比し優先的な取扱いを受けることが予定されていること等を勘案して、法令に定める場合を除き、議決権を有しないこととしている。
12. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めはない。
13. 平成25年8月1日付で普通株式について、10株を1株の割合で併合している。提出日現在の普通株式の発行済株式数については、算定中であるため、概算値で記載している。
14. 平成25年8月1日付で普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更している。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はない。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

①第1回A種優先株式

	第1四半期会計期間 (平成25年4月1日から 平成25年6月31日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数（株）	10,000
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数（株）	98,039,215
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等（円）	102
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額（百万円）	—
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計（株）	82,400
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数（株）	810,981,215
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等（円）	101
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額（百万円）	—

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はない。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減額 (株)	発行済株式 総数残高（株）	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本 準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
自平成25年4月1日 至平成25年6月30日 (注)	普通株式 98,039,215 第1回A種優先株式 △10,000	普通株式 6,178,939,745 第1回A種優先株式 47,600 第1回G種優先株式 130,000 第2回G種優先株式 168,393 第3回G種優先株式 10,200 第4回G種優先株式 30,000	—	657,355,060	—	433,202,060

- (注) 1. 普通株式の増加は、第1回A種優先株式の普通株式への転換によるものである。第1回A種優先株式の減少は、自己株式の消却によるものである。  
 2. 平成25年7月1日から平成25年7月31日までの間に、第1回A種優先株式5,400株の普通株式への転換により、普通株式が49,999,999株増加している。  
 3. 平成25年8月1日付で資本金が491,653,817千円、資本準備金433,202,060千円が全額減少している。  
 4. 平成25年8月1日付で普通株式について、10株を1株の割合で併合し、発行済株式総数が5,606,045,770株減少している。なお、提出日現在の普通株式の発行済株式数については算定中であるため、減少する株式数については、概算値で記載している。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はない。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成25年3月31日）に基づく株主名簿により記載する。

①【発行済株式】

平成25年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第1回A種優先株式 57,600	—	(注)1.
	第1回G種優先株式 130,000		
	第2回G種優先株式 168,393		
	第3回G種優先株式 10,200		
	第4回G種優先株式 30,000		
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 2,195,000	—	単元株式数 1,000株 権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 6,078,108,000 (注)2.	6,078,108	同上
単元未満株式	普通株式 597,530 (注)3.	—	同上
発行済株式総数	6,081,296,723	—	—
総株主の議決権	—	6,078,108	—

(注) 1. (1) 株式の総数等 ②発行済株式 (注) 2. ~ (注) 14. を参照。

2. 「完全議決権株式(その他)」の欄には証券保管振替機構名義の株式64,000株(議決権の数64個)が含まれている。

3. 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式953株が含まれている。

②【自己株式等】

平成25年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
三菱自動車工業株式会社	東京都港区芝五丁目33番8号	2,195,000	—	2,195,000	0.03
計	—	2,195,000	—	2,195,000	0.03

## 2 【役員の状況】

該当事項はない。

## 第4【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成している。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けている。

1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	平成24年連結会計年度 (平成25年3月31日)	平成25年度 第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流动資産		
現金及び預金	409, 509	349, 309
受取手形及び売掛金	149, 555	120, 308
商品及び製品	143, 046	169, 208
仕掛品	33, 979	31, 152
原材料及び貯蔵品	25, 295	31, 113
その他	123, 906	115, 977
貸倒引当金	△6, 312	△5, 716
流动資産合計	878, 980	811, 352
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	82, 541	81, 553
機械装置及び運搬具（純額）	139, 756	147, 626
工具、器具及び備品（純額）	51, 977	54, 218
土地	99, 432	100, 238
建設仮勘定	13, 196	9, 470
有形固定資産合計	386, 903	393, 108
無形固定資産	12, 894	12, 641
投資その他の資産		
投資有価証券	67, 251	67, 933
その他	117, 014	123, 815
貸倒引当金	△10, 234	△9, 780
投資その他の資産合計	174, 031	181, 968
固定資産合計	573, 829	587, 718
資産合計	1, 452, 809	1, 399, 071

(単位：百万円)

	平成24年連結会計年度 (平成25年3月31日)	平成25年度 第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
支払手形及び買掛金	313,810	297,022
短期借入金	113,984	69,154
1年内返済予定の長期借入金	143,271	144,299
未払金及び未払費用	106,168	111,638
未払法人税等	8,360	6,702
製品保証引当金	28,273	28,270
その他	73,378	72,392
<b>流動負債合計</b>	<b>787,248</b>	<b>729,480</b>
<b>固定負債</b>		
長期借入金	107,125	100,804
退職給付引当金	111,660	112,032
役員退職慰労引当金	912	912
その他	94,634	86,803
<b>固定負債合計</b>	<b>314,333</b>	<b>300,552</b>
<b>負債合計</b>	<b>1,101,581</b>	<b>1,030,033</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	657,355	657,355
資本剰余金	432,666	432,666
利益剰余金	△688,049	△671,611
自己株式	△217	△217
<b>株主資本合計</b>	<b>401,754</b>	<b>418,192</b>
<b>その他の包括利益累計額</b>		
その他有価証券評価差額金	5,222	5,159
繰延ヘッジ損益	2,980	713
為替換算調整勘定	△69,759	△66,052
<b>その他の包括利益累計額合計</b>	<b>△61,556</b>	<b>△60,179</b>
<b>少数株主持分</b>	<b>11,030</b>	<b>11,025</b>
<b>純資産合計</b>	<b>351,227</b>	<b>369,038</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>1,452,809</b>	<b>1,399,071</b>

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	平成24年度 第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	平成25年度 第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
売上高	419,296	409,425
売上原価	341,352	316,173
売上総利益	77,943	93,252
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費及び販売促進費	15,180	26,342
運賃	9,666	10,712
貸倒引当金繰入額	△356	△346
役員報酬及び給料手当	15,106	15,928
退職給付引当金繰入額	1,192	1,055
減価償却費	2,094	2,488
研究開発費	9,234	8,194
その他	10,892	12,843
販売費及び一般管理費合計	63,010	77,220
営業利益又は営業損失(△)	14,933	16,032
営業外収益		
受取利息	675	1,537
為替差益	—	6,940
持分法による投資利益	3,572	611
その他	479	405
営業外収益合計	4,727	9,495
営業外費用		
支払利息	2,763	2,685
外国源泉税	1,153	—
訴訟関連費用	316	232
その他	1,214	300
営業外費用合計	5,446	3,218
経常利益又は経常損失(△)	14,214	22,309
特別利益		
固定資産売却益	20	382
投資有価証券売却益	11,401	6
その他	152	1
特別利益合計	11,574	390
特別損失		
固定資産除却損	169	259
固定資産売却損	13	18
投資有価証券評価損	—	799
その他	2	28
特別損失合計	185	1,106
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	25,603	21,592
法人税等	4,714	4,102
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失(△)	20,889	17,489
少数株主利益	932	1,051
四半期純利益又は四半期純損失(△)	19,957	16,438

【四半期連結包括利益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	平成24年度 第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	平成25年度 第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失（△）	20,889	17,489
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△8,745	△62
繰延ヘッジ損益	△6,111	△2,266
為替換算調整勘定	△14,919	△499
持分法適用会社に対する持分相当額	2,012	4,225
その他の包括利益合計	△27,764	1,397
四半期包括利益	△6,874	18,887
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△7,639	17,816
少数株主に係る四半期包括利益	764	1,070

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

1 保証債務等

(1) 保証債務

平成24年連結会計年度 (平成25年3月31日)			平成25年度 第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)		
被保証者	保証金額	被保証債務の内容	被保証者	保証金額	被保証債務の内容
ピーシーエムエー ・ルス・エルエル シー	12,638百万円	銀行借入金他	ピーシーエムエー ・ルス・エルエル シー	12,300百万円	銀行借入金他
従業員	1,174	(注)	従業員	1,126	(注)
その他	512	銀行借入金他	その他	318	銀行借入金他
計	14,325		計	13,745	

(注) 「社員財形住宅資金」等に係る銀行借入金

(2) 保証債務に準ずる債務

平成24年連結会計年度 (平成25年3月31日)			平成25年度 第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)		
対象者	対象金額	対象債務の内容	対象者	対象金額	対象債務の内容
サフォーク・リー シング・インク	3,431百万円	(注)	サフォーク・リー シング・インク	2,442百万円	(注)

(注) 米国子会社のリース契約に係わる賃貸人の少数出資者へ支払うべき残高である。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

平成25年度第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していない。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりである。

	平成24年度 第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	平成25年度 第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
減価償却費	13,121百万円	14,585百万円

## (セグメント情報等)

## 【セグメント情報】

I 平成24年度第1四半期連結累計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日）

報告セグメントごとの売上高及び利益（又は損失）の金額に関する情報

(単位：百万円)

	自動車	金融	計	調整額 (注) 1	四半期連結損益 計算書計上額 (注) 2
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	416,764	2,531	419,296	—	419,296
(2) セグメント間の内部売上高	(192)	—	(192)	192	—
計	416,572	2,531	419,104	192	419,296
セグメント利益（又は損失）	13,942	798	14,741	192	14,933

(注) 1. セグメント利益（又は損失）の調整額は、セグメント間取引消去によるものである。

2. セグメント利益（又は損失）は、四半期連結損益計算書の営業利益(又は営業損失)と一致している。

## (地域に関する補足情報)

1. 外部顧客の所在地を基礎として区分した外部顧客に対する売上高

(単位：百万円)

	日本	北米	欧州	アジア	オセアニア	その他	計
売上高							
外部顧客に対する売上高	74,520	43,042	98,169	113,058	37,679	52,826	419,296

(注) 本邦以外の区分に属する主な国または地域

- (1) 北米・・・・・米国
- (2) 欧州・・・・・オランダ、イタリア、ドイツ、ロシア、ウクライナ
- (3) アジア・・・・・タイ、マレーシア、台湾、中国
- (4) オセアニア・・・・オーストラリア、ニュージーランド
- (5) その他・・・・・U.A.E.、ペルトリコ

2. 当社及び連結子会社の所在地を基礎として区分した売上高及び営業利益（又は営業損失）

(単位：百万円)

	日本	北米	欧州	アジア	オセアニア	その他	計	消去又は全社	連結
売上高									
(1) 外部顧客に対する売上高	242,285	40,303	20,490	72,106	37,679	6,432	419,296	—	419,296
(2) セグメント間の内部売上高	78,742	2,141	13,733	64,851	1	—	159,470	(159,470)	—
計	321,027	42,444	34,224	136,957	37,680	6,432	578,766	(159,470)	419,296
営業利益 (又は営業損失)	(7,437)	(1,197)	3,507	15,494	98	99	10,565	4,368	14,933

(注) 本邦以外の区分に属する主な国または地域

- (1) 北米・・・・・米国
- (2) 欧州・・・・・オランダ、ドイツ、ロシア
- (3) アジア・・・・・タイ、フィリピン
- (4) オセアニア・・・・オーストラリア、ニュージーランド
- (5) その他・・・・・U.A.E.、ペルトリコ

II 平成25年度第1四半期連結累計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）

報告セグメントごとの売上高及び利益（又は損失）の金額に関する情報

(単位：百万円)

	自動車	金融	計	調整額 (注) 1	四半期連結損益 計算書上額 (注) 2
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	406,561	2,864	409,425	—	409,425
(2) セグメント間の内部売上高	(25)	—	(25)	25	—
計	406,536	2,864	409,400	25	409,425
セグメント利益（又は損失）	15,451	555	16,006	25	16,032

(注) 1. セグメント利益（又は損失）の調整額は、セグメント間取引消去によるものである。

2. セグメント利益（又は損失）は、四半期連結損益計算書の営業利益（又は営業損失）と一致している。

(地域に関する補足情報)

1. 外部顧客の所在地を基礎として区分した外部顧客に対する売上高

(単位：百万円)

	日本	北米	欧州	アジア	オセアニア	その他	計
売上高							
外部顧客に対する売上高	84,207	44,278	84,970	84,574	59,129	52,265	409,425

(注) 本邦以外の区分に属する主な国または地域

- (1) 北米・・・・・米国
- (2) 欧州・・・・・ロシア、フランス、ドイツ、オランダ
- (3) アジア・・・・・タイ、インドネシア、フィリピン、中国、台湾
- (4) オセアニア・・・・オーストラリア、ニュージーランド
- (5) その他・・・・・ブラジル、U.A.E.、ペルトリコ

2. 当社及び連結子会社の所在地を基礎として区分した売上高及び営業利益（又は営業損失）

(単位：百万円)

	日本	北米	欧州	アジア	オセアニア	その他	計	消去又は全社	連結
売上高									
(1) 外部顧客に対する売上高	225,698	40,704	21,806	55,129	59,129	6,957	409,425	—	409,425
(2) セグメント間の内部売上高	110,918	13,207	479	65,943	34	0	190,583	(190,583)	—
計	336,616	53,911	22,286	121,073	59,164	6,958	600,009	(190,583)	409,425
営業利益 (又は営業損失)	10,619	(1,833)	1,584	6,871	(822)	294	16,714	(682)	16,032

(注) 本邦以外の区分に属する主な国または地域

- (1) 北米・・・・・米国
- (2) 欧州・・・・・オランダ、ドイツ、ロシア
- (3) アジア・・・・・タイ、フィリピン
- (4) オセアニア・・・・オーストラリア、ニュージーランド
- (5) その他・・・・・U.A.E.、ペルトリコ

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりである。

	平成24年度第1四半期 連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	平成25年度第1四半期 連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
(1) 1 株当たり四半期純利益金額	36円5銭	26円66銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額（百万円）	19,957	16,438
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額（百万円）	19,957	16,438
普通株式の期中平均株式数（千株）	553,682	616,704
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額	19円65銭	16円69銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額（百万円）	—	—
普通株式増加数（千株）	462,151	368,279
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—————	—————

(注) 平成25年8月1日付で普通株式10株を1株の割合で併合しており、平成24年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額を算定している。

(重要な後発事象)

該当事項はない。

## 2 【その他】

該当事項はない。

## **第二部【提出会社の保証会社等の情報】**

該当事項なし。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年8月9日

三菱自動車工業株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 坂本 満夫 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 水野 友裕 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 安永 千尋 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている三菱自動車工業株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、三菱自動車工業株式会社及び連結子会社の平成25年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管している。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていない。

## 【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年8月9日
【会社名】	三菱自動車工業株式会社
【英訳名】	MITSUBISHI MOTORS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役社長 益子 修
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はない。
【本店の所在の場所】	東京都港区芝五丁目33番8号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

**1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】**

当社取締役社長益子修は、当社の平成25年度第1四半期（自平成25年4月1日 至平成25年6月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認した。

**2 【特記事項】**

特記すべき事項はない。